長野県暴力団排除条例の制定に伴う暴力団の排除に関するＱ＆Ａ

制定理由など

Q1　なぜ、この条例を制定したのですか？

A　暴力団は、資金獲得活動を多様化させ、利益供与者等暴力団を支える者を利用するなどし健全経済に進出して組織の維持を図っており、警察だけで暴力団を壊滅できるものではないことから、社会全体が一丸となって暴力団を排除することを目的とした条例を制定したものです。

Q2　この条例ができて、何かいいことはあるのですか？

A　条例制定をきっかけに、長年払い続けていたみかじめ料の支払いを、「条例を盾に断ることができた」との事例があります。
　社会全体での暴力団排除活動により、安全で平穏な長野県の実現が見込まれます。

Q3　なぜ、暴力団だけでなく、県民や事業者に対する規制まで設けるのですか？

A　県民や事業者のなかには、暴力団に脅されて資金提供している人、怖くて泣き寝入りしている人のほかに、暴力団と付き合ったり、利用したりすることを悪いと思わない人がおり、暴力団が存続している要因となっています。
　このため、県民や事業者に暴力団との関係を断ち切ってもらうことを目的として条例を制定したものです。

県民や事業者にやっていただきたいこと

Q4　県民や事業者は、暴力団を排除するために何をすればいいのですか？

A　暴力団が反社会的な集団であり、関係を持ってはならない対象であることを、まずは認識してください。
　そのため、
- 暴力団追放イベントへの参加
- 家族のほか、雇用者など青少年の監督的な立場にある人による、青少年が暴力団による悪影響を認識するための教育
- 暴力団の活動や実態など暴力団の排除につながる情報の警察への提供

などへの積極的な参加、協力をお願いします。

Q5　事業者として、暴力団を排除するために何をすればいいのですか？

A　暴力団などに利益を与えないようにするため、まずはこの条例を遵守して下さい。
　具体的には
- 取引の前に相手方が暴力団員でないことを確認し、関係を持たないようにする
- 契約書等への暴力団排除（契約解除）条項の導入

のほか、例えば、
- 不当要求防止責任者の選任、講習

への積極的な取り組み、参加などをお願いします。

Q6　暴力団員と食事したり、ゴルフコンペに一緒に参加したりといった交際をするとどうなりますか？

A　条例では、暴力団との交際は罰則や措置の対象ではありません。
　しかし、社会全体で暴力団の排除を推進していこうという条例の理念に反し、また事業者がその事業に関し暴力団員と交際するなどの関係を持てば、責務にも反する行為となります。
　また、暴力団と交際のある事業者は、県の公共工事や事業からの排除対象になることもあります。

青少年の健全育成に関する規定を設ける理由

（第3章関係）

Q7　なぜ青少年の健全育成に関する規定を盛り込んだのですか？

A　青少年は、社会的経験の浅さから周囲の影響を受けやすい年代であるため、暴力団に憧れるなど間違った認識を持っている人もいるのが現実です。

暴力団員の中には「加入したことを後悔する者」が多く、こうした実態を青少年に伝え、入ってしまうことの無いように、また暴力団からの被害に遭うことのないように導くことが重要であることから、

- その存在により青少年に悪影響を及ぼす暴力団事務所の開設、運営の禁止
- 青少年に対する教育への支援

を規定しました。

暴力団員等への利益の供与の禁止等

（第4章関係）

Q8　禁止される「暴力団員等に対する利益の供与」とはどのようなことですか？

A　事業者が、事業を行うにあたり、暴力団員等や暴力団員等が指定した者に利益を与えたり、不当に優先的な取扱いをすることは、社会全体で暴力団の排除のための活動が進められることへの裏切り的行為です。

暴力団に利益を与える行為は、名目を問わずあってはなりません。

また、暴力団が怖かったからとか、分からなかったから利益を与えてしまったとならないよう、暴力団に利益を与えることになるおそれや疑いがあるときには警察に相談して下さい。

Q9　「暴力団の威力を利用する」とはどういうことですか？

A　例えば、事業者が未収金回収のために相手方に「知り合いの暴力団に頼むぞ」と言って暴力団との関係を誇示すれば、これは暴力団の威力利用です。

このように、自分の事業を行うにあたり、暴力団の威力を利用することのほか、暴力団の威力を利用する目的、または実際に暴力団員に違法、不当な行為をさせ、取引相手に圧力をかけたことへの見返りとして、暴力団員などに利益を与えることは、条例で禁止されます。

Q10　「相当の対償のない」「暴力団の活動を助長し、又はその運営に資する」利益の供与とはどんな場合をいいますか？

A　暴力団活動に協力したり、勢力の拡大に役立ったり、運営の助けにつながる利益の供与をいいます。

例えば、

- 暴力団員や暴力団員が関わっている企業と、極めて安価での商取引をすることや、逆にその物の価値に見合わない高額で、買取りやリースなどの取引きをすること

は、暴力団に金銭的な利益を与えます。

このほか、放免祝い、襲名披露等の儀式やパーティー等、暴力団の資金集めにつながる会合のために会場を貸すこと、組事務所になると知りながらドアや窓を防弾仕様にすること、暴力団活動に利用すると知りながら車を防弾ガラス仕様に改造することは、活動を助けたり、運営に役立つことになります。

また、暴力団からの要求に「金を払って済むなら」と安易に取引することも絶対にやめて下さい。

Q11　飲食店経営者ですが、今まで暴力団が怖くて仕方なくお金を払い続けています。これからは条例違反になりますか？

A　条例違反にあたるおそれがあります。
　態様によりそれが違反に当たるのかどうかはケースごとの判断になりますが、例え被害者的な資金提供であっても、暴力団の運営に役立てられると分かっていながら支払えば、条例違反となるので、警察に通報や相談をしてください。
　要求を受けたら支払う前に警察に通報すれば、事件化や中止命令などが可能な場合もあり、被害防止を図ることができます。

暴力団員との契約の禁止

（第５章第17条関係）

Q12　相手方が暴力団員でないことをどのように確認したらいいのですか？

A　暴力団員でないかを口頭で確認することや、疑わしい場合に住所、名前、生年月日を確認して警察に照会する方法が考えられます。契約の書面に「私は暴力団とは関係ありません。これに背いた場合は無催告での契約解除に異議を申し立てることなく応じます。」と自書させることも効果的です。

Q13　「催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定める」とは、どういう意味ですか？

A　いわゆる暴力団排除条項のことをいい、具体的には、契約書等の書面に、例えば「暴力団員と判明したら催告をすることなく契約を解除する。」旨を定めておくことにより、後にトラブルとなった場合に役立つものです。
　書面の他、店舗の入口の見やすいところに、この旨や「暴力団員の入店は断る」旨を明示しておくことも効果的です。
　「暴力団排除条項」、「表明・確約書」は、当ページに説明やモデルの掲載をしていますのでご参照ください。

不動産取り引き

Q14　不動産譲渡を考えていますが、「暴力団事務所の用に供するものでないことを確認する」にはどうすればいいのですか？（第18条関係）

A　不動産を、暴力団事務所に使うものではないことを口頭で確認することのほか、暴力団事務所には使用しないことを誓約した者と契約することが重要です。

Q15　ビルの所有者ですが、一室を暴力団事務所に利用されていることが分かった場合、どうすればよいでしょうか？

A　その際は警察又は長野県暴力追放県民センターに相談して下さい。
　このような事態になった場合に備え、
- 契約の前に、利用目的を確認する
- 契約する際は、契約書に「暴力団事務所に使用しない」「暴力団事務所に使用されていることが分かった場合、催告することなく契約の解除、買い戻しができる」旨の条項を定めておく

ことが重要です。
　こうすれば、実際に暴力団事務所に使用されていることが分かった場合に契約を解除することが容易になります。

Q16　近所の暴力団事務所を排除したいが、どうしたらよいでしょうか？

A　まずは警察又は長野県暴力追放県民センターに相談して下さい。
　暴力団事務所は、青少年の健全育成を阻害する要因であるほか、抗争事件が発生した場合には一番の標的となることから銃撃される可能性があり、近隣に危険が及ぶおそれがあります。従って、県民の安全で平穏な生活を確保するために地域が一丸となって、暴力団事務所の排除に取り組むことが重要です。
　警察は、県民が取り組む暴力団排除のための活動に、情報の提供や安全の確保等、全面支援を行います。

ホテル、旅館からの暴力団の排除

Q17－1　ホテルのフロント係ですが、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる契約」をしてしまわないために、どうしたらよいのですか？（第20条関係）

A　ホテルや旅館においては、過去に
- ○　襲名披露式の会場として使用
- ○　放免（出所）祝いの会場として使用
- ○　暴力団が主催するディナーショーや演芸会の会場として使用
- ○　暴力団組織の定例会などの会合に使用
- ○　忘・新年会と称して組織固めの会合に使用
- ○　暴力団の活動の慰労目的での宿泊に使用

されたことがあり、こうしたことが公となった場合、あたかも暴力団活動を支援しているかのように思われ、事業活動に多大な影響を及ぼすことが考えられます。

また、こうした場において組員が事件を起こした場合、他の客の安全を脅かすことにもなります。

こうした被害を未然に防ぐため、例えば暴力団を始めとする反社会的勢力とは契約しないことを約款等において明示し、契約前に相手方の利用目的を確認することや、暴力団排除条項を定めた上での契約の締結に努めることが重要です。

Q17－2　具体的にどうすれば良いのでしょうか？

A　ホームページの予約受付ページや広告、施設の入口等に、例えば「当方は暴力団員とは契約しない」などと明示するほか、契約書等で「暴力団の活動を助長したり、暴力団の運営に資することとなる利用はしない」旨を誓約させることが効果的です。

祭礼等からの暴力団の排除

Q18　祭礼等の行事に「暴力団員を関与させる」とは、どんな場合をいいますか？（第21条関係）

A　例えば、暴力団員に
- ○　チケット販売をさせること
- ○　協賛金を集金させること
- ○　行事開催の反対勢力を抑え込ませること

等が該当する他、
- ○　暴力団員に露店を出店させること
- ○　暴力団員にみこしを担がせ、勢力誇示を許すこと

も該当します。

Q19　行事の主催者ですが、暴力団員に露店を出させないためにはどうすればいいのですか？

A　例えば、
- ●　暴力団員のいない露天商組合に出店を依頼する
- ●　出店しようとする者に出店申し込み書を提出させて身元を確認し、警察に照会する
- ●　出店しようとする者に、暴力団員でないことや暴力団には売上金を提供しない旨を誓約させる

ことが効果的です。